

「燃えるごみ」の搬入規制のお知らせ

玖珠清掃センターごみ焼却処理施設の定期点検整備を行うため
2月3日(月)から2月22日(土)まで
 可燃ごみの収集は「**生ごみ**」のみとなります。持ち込みのごみも
 「**生ごみ**」のみです。ご協力をお願いします。

※年1回の定期点検整備は施設の延命化を図るため、炉内の補修や部品交換などを行う重要な作業です。焼却炉の稼働を停止するため、生ごみはごみピット内にストックされます。通常通りにごみを出すとごみピット内からあふれて作業に支障をきたします。

ごみの減量化にご協力ください。

1. まずは家庭で、ごみを出さないことから始めましょう!

- (1) 安いからといって、 unnecessaryな物や、必要以上に物を買わない。
- (2) マイバッグを使用し、レジ袋や過剰包装を断る。
- (3) 割り箸、スプーンなどで、すぐにごみになる物は受け取らない。
- (4) 詰め替え用品を買うことで、ごみとなる容器を減らす。
- (5) 生ごみの水切りを徹底する。コンポスト等を利用する。
- (6) 不要になった本や家具、服などはリサイクルショップを利用する。

これらの取り組みでの減量効果は小さいですが、多くの皆さんの積み重ねによって確実にごみを減らすことができます。

2. ごみの分別(分ければ資源、混ぜればごみ)を徹底しましょう!

町民の皆さんのご理解とご協力により行われている「ごみ分別」は、ごみ減量の大きな力となっています。また、分別されたほとんどのごみはリサイクルされ再利用されています。

生ごみ以外の可燃ごみ

各家庭及び各事業所で保管してください。紙おむつは収集します(汚物は対象外です)。

不燃ごみや資源ごみ

通常どおり収集します。

四季折々キャンペーン

冬季「エコ暖ライフ」



大分県では、四季を通じた省エネ・省資源型のライフスタイルの実践を呼びかけています。

「暖房時の室内温度は20℃に」をテーマに暖房設備に頼りすぎず、「重ね着」や「食事」など身体を暖かくする工夫で節電し、地球にやさしいエコライフを実践しましょう。その際には、無理をせず高齢者や乳幼児などに対する十分な配慮をお願いします。

【実施期間】

令和元年12月1日(日) ~
 令和2年3月31日(火)

確定申告期間が近づいています。準備はお早めに!

確定申告期間は2月17日(月)から3月16日(月)まで!

- 昨年、農業所得を申告された方には、1月末に「農業所得用収支内訳書」を送付します。また、新たに農業収入のある方は税務課までご連絡ください。
 - 社会保険料控除に使用する国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の納付証明書は、役場入口の総合窓口で交付します。窓口で**本人確認が必要となりますので、免許証、保険証などをお持ちください。**納付証明書は、郵送でも請求することができますので、役場税務課までご連絡ください。なお、保険税などが年金から差し引かれている方は、日本年金機構が交付する年金の源泉徴収票が証明となります。
 - 2月中旬に町民税の申告書を発送します(事業所から給与支払報告書の提出があった方、公的年金を受給している方、被扶養者の方は除く)。2か所以上から給与を支払われている方や、給与や公的年金以外に収入があった方など、別途、町民税の申告書が必要な方は、税務課までご連絡ください。申告の際は、収入と支出のわかる書類を整理して会場にお持ちください。
 - 税務署に確定申告される予定の方で、確定申告書の用紙が必要な方は、1月下旬以降、役場税務課に用意しています。
- ※申告相談の日程は、広報くす2月号に掲載します。
- 問 税務課 住民税班 ☎(72) 1114